

平成30年度



三次市水道事業会計予算

三 次 市

議案第10号

平成30年度三次市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度三次市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|--------------------------|
| (1) 給水戸数 | 19,354 戸 |
| (2) 年間総給水量 | 4,579,931 m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 12,548 m ³ |
| (4) 建設改良費 | 1,117,228 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	水道事業収益	1,808,861 千円
第1項	営業収益	1,074,100 千円
第2項	営業外収益	734,711 千円
第3項	特別利益	50 千円
支		出
第1款	水道事業費用	1,754,454 千円
第1項	営業費用	1,614,989 千円
第2項	営業外費用	136,964 千円
第3項	特別損失	501 千円
第4項	予備費	2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 704,665 千円は、過年度分損益勘定留保資金 704,665 千円で補てんするものとする。）。

収		入
第1款	資本的収入	1,104,097千円
第1項	企業債	987,300千円
第2項	工事負担金	3,710千円
第3項	補助金	61,091千円
第4項	出資金	51,996千円

支		出
第1款	資本的支出	1,808,762千円
第1項	建設改良費	1,117,228千円
第2項	企業債償還金	690,934千円
第3項	予備費	600千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
営業業務等委託に要する経費	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額
水質検査業務委託に要する経費	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額
設備点検、保安管理業務委託に要する経費	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額
行政財産等の維持管理に要する経費	契約に定める期間	契約に定める額
事務機器の賃借に要する経費	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額
向江田浄水場2系急速ろ過池機械電気設備事業	平成30年度から 平成31年度まで	契約に定める額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道施設 整備事業	987,300 千円	証書借入	年 5.0 % 以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては当 該見直し後の利 率)	借入先の融資条 件による。ただ し、財政の都合 により繰上償還 をし、又は償還 年限を短縮し、 若しくは低利債 に借換えをする ことができる。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、100,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 112,329 千円

(他会計からの補助金)

第 10 条 水道事業の経営健全化等に要する費用に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、317,555 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第 11 条 たな卸資産の購入限度額は、7,403 千円と定める。

平成 30 年 3 月 2 日提出

三次市長 増 田 和 俊